

2008年4月15日

News Release

ブロードマインド少額短期保険株式会社
東京都港区虎ノ門1-22-16
代表取締役社長 五十嵐 正明

ブロードマインド少額短期保険株式会社が 保険契約包括移転の認可を受けました

ブロードマインド少額短期保険株式会社（代表取締役社長：五十嵐正明、住所：東京都港区虎ノ門）は、2008年3月19日付で関東財務局に「特定非営利活動法人日本スポーツリスク協会」の共済契約の包括移転申請をしておりましたが、4月15日付で当局より移転の認可を受けました。これにより、スポーツリスク協会が運営してきた共済制度を引き継ぎ、既存契約を引き受けることになりました。

また、包括移転が認可されたことにより、保険業法の経過措置の適用を受け、死亡保障に関しては従来の5倍、入院保障については従来の3倍までの引受けができるようになりました。

■ 包括移転とは

従来、任意共済が運営してきた「共済制度」は、保険業法の改訂により本年4月以降は事業活動ができなくなりました。そこで、これまで共済に加入してきた契約者の受け皿として、少額短期保険会社などに共済契約を移管して、加入者の保障を継続する手続きを「包括移転」といいます。

■ 経過措置とは

少額短期保険会社には、死亡保障300万円、医療保障80万円など、引き受けできる保険金額に制限があります。包括移転により経過措置を受けた少額短期保険会社は、死亡保障1500万円、医療保障240万円までの保障を引き受けることができます。

■ ブロードマインド少額短期保険の優位性

当社は前述の経過措置の適用を受ける少額短期保険事業者となりますので、通常の少額短期保険事業者に比べて、より幅広い保障を消費者に提供することができます。既存の共済会で受け皿が決まっていない場合など、当社が保険契約を受け入れることも可能であり、さらにより多くの消費者のために少額短期保険事業を展開することが可能となりました。

<本件に関する報道関係お問い合わせ先>

ブロードマインド少額短期保険株式会社 営業本部 担当：山内
TEL 03-5521-2277 FAX 03-5521-2278